

オーストリアにおける 成年後見人の報酬

桐蔭横浜大学 青木仁美

2022年11月8日（火）

発表の内容

1. 成年者保護制度の概要
2. 成年者代理人の報酬
3. 成年者保護協会におけるクリアリング
4. 参考条文

1. 成年者保護制度の概要

代弁人法（旧法）

- 代弁人法（Sachwalterrecht）

- 1984年施行

- 目的：自ら事務処理ができない者に対して援助を行い、本人を不利益や詐欺から保護する。

- 代弁人法改正法

- 2007年施行

- 目的：代弁人法の利用を抑制するため。

- 配慮代理権と近親者代理権が導入され、広汎な支持を受けた。

- 近親者代理権：本人が認識能力および判断能力を有しなくなると、一定の親族に一定の範囲の事務に関する代理権が法律により自動的に発生する制度。

- 配慮代理権：任意後見制度に相当する制度。

今回（2018年）の改正の目的

- 2007年の改正後も、代弁人法の利用者は増加した。
 - 平均寿命の延長、社会の法化、代弁人法に関する情報不足
- 改正の目的：成年者の自律
 - 本人は、法的関係を決定する際に、付き添われ、援助を受ける必要がある。
 - 監護は、本人意思、本人の必要性、および希望に基づいて行われるべきであるという発想の転換が必要とされた。
 - 裁判所と代理人は、福祉的援助の仕事を受ける必要はない。

新法「成年者保護法」の施行

- 改正の議論の開始
 - 2013年
 - あらゆる関係者が議論に参加した。
 - 2014年から2015年にかけて、モデルプロジェクト「クリアリング・プラス」が実施され、代弁人法の代替制度の利用が模索される。
 - 代弁人法の代替制度の利用が模索され、多くのケースで代弁人法の利用が回避された。
- 新法「成年者保護法（Erwachsenenschutzrecht）」の施行
 - 2018年7月1日

成年者保護法における代理の種類

- 成年者保護法は、代理の基本類型として、次の4制度を規定している。
 - ① 配慮代理権
 - ② 選任された成年者代理
 - ③ 法定成年者代理
 - ④ 裁判所による成年者代理

成年者保護法における代理の種類

① 配慮代理権：

配慮代理権は、代理権授与者が委託された事務処理のために必要な決定能力を失った場合に有効になる代理権である（一般民法典260条）。

② 選任された成年者代理：

本人が代理の基本的意味を理解することができ、理解に基づいて意思決定を行い、適切な行動をとることができる場合には、本人は身近な者から1人または複数の代理人を選任することができる（一般民法典264条）。

成年者保護法の4制度 (2)

③法定成年者代理：

本人が心の病気またはそれに類似する障害によって、特定の事務処理を不利益なく自ら処理できない場合に、一定の親族に一定の権限を、オーストリア代理権目録への登記によって与える（一般民法典269条）。

④裁判所による成年者代理：

本人が心の病気またはこれに匹敵する決定能力の障害により、不利益の危険なしに特定の事務を自ら処理できず、このために代理人を有しておらず、代理人を選任できず、また選任する意思もなく、法定成年者代理が考慮されない場合に、裁判所が成年者代理人を選任する（一般民法典271条）。

2. 成年者代理人の報酬

成年者保護法における報酬

- 成年者保護法には、次の2点が報酬として規定されている。
 - ① 補償 (Entschädigung)
 - ② 報酬 (Entgelt)

補償 (Entschädigung)

- 補償 (Entschädigung): 裁判所による成年者代理人に対して特別に定められている、その活動への対価に関する法律上の専門用語。
 - 補償は、裁判所による成年者代理人にのみ、認められている。
 - 裁判所による成年者代理人は、毎年、補償請求権を有する。
 - 成年者保護協会が裁判所による成年者代理人の場合、補償請求権は、成年者保護協会に認められる (成年者保護協会法10条)。
 - 配慮代理権者、選任された成年者代理人、法定成年者代理人には補償請求権は認められていない。

補償額の算定

- 補償額の算定は、本人の収入（手取り）と財産を基礎として行う（一般民法典276条1項）。
- 補償額は、原則として収入の5%および財産の2%となる。
 - 成年者代理人の活動の種類および範囲、並びにその活動に通常伴う時間と労力に関係なく、この基準が用いられる。

本人の収入

- 収入には、労働に対する報酬（時間外労働に対する報酬などを含む）、財産からの収入（賃貸料）などが含まれる。
- 失業保険金、年金などは含まれない。
- 法律による特別な指示に基づき特定の費用のために用いられる収入は、見積もりの基礎となる収入とならない。
 - ▶ 介護手当、住宅費の補助、暖房費の補助、交通費の補助
- 本人の労働の対価としてではなく、1回限りのみ認められる収入は、見積もりの基礎となる収入とはならず、財産となる。
 - ▶ 賞金、宝くじ、個人の財産の譲渡によって受ける利益。

本人の財産

- 本人の財産の価値が15,000ユーロを超える場合には、2パーセントの増額が認められる。
 - 2018年改正法により、10,000ユーロから15,000ユーロに改正された。
- 本人の財産の見積もりとなる財産：預貯金、有価証券、債権、相続財産、不動産
- 不動産額の評価の方法は、統一されていない。
 - 裁判所による成年者代理人が鑑定を提出する場合がある。
 - 裁判所が不動産業者の評価による不動産の一覧表により取引価値を確認する場合がある。

補償の減額と増額

- 裁判所は、個々のケースの事情に応じて、不適切に高額または低額な補償を修正できる（一般民法典276条2項）。
- 減額が認められる場合
 - 成年者代理人が任命期間において任務の種類と範囲に従い、非常にわずかな時間と労力のみを費やしたにすぎない場合。
 - 補償額の算定の基礎となる財産が特別に高額な場合。2018年改正法の立法資料によれば、財産が500,000ユーロ以上と考えられている。
- 増額が認められる場合
 - 算定の基礎となる収入の10%まで、および財産の5%まで認められる。
 - 増額は、裁判所による代理人の特別に広汎な、成果を生じた努力に対して認められ、特に身上監護の範囲における努力および初年度の代理に関して認められる。

報酬 (Entgelt) (1)

- 報酬 (Entgelt) : 成年者代理人が特別な専門知識を用いて任務を遂行した場合に認められる。
 - 報酬請求権が認められているのは、裁判所による成年者代理人だけである (276条3項)。
 - 配慮代理権者は、契約により報酬請求権を有する。
 - 選任された成年者代理人と法定成年者代理人は、報酬請求権を有さない。

報酬 (Entgelt) (2)

- 一般民法典276条3項は、特定の要件のもとで報酬請求権を認めている。
- 裁判所による成年者代理人が、通常は第三者にその処理を有償で委託する事務を、その特別な職業に関する知識と能力を用いて処理する場合には、当該代理人は、このために適切な報酬 (Entgelt) を請求することができる。
 - ▶以前から特定の専門知識を用いる代弁人は、専門的な任務の遂行については適切な報酬を請求できると認識されており、2006年の法改正によって条文化された。

報酬算定の具体例

- 弁護士が裁判上の成年者代理人として本人の手続きを代理して行う場合には、弁護士は、**弁護士料金法** (Rechtsanwaltstarifgesetz) に基づいて報酬を請求する。
- 公証人が成年者代理人として専門知識を用いて業務を行う場合には、**公証人料金法** (Notartarifgesetz) に基づいて報酬を請求できる。
- 経済的事務、家事に関しても、報酬請求権は認められている。
 - ▶ 例えば、不動産に関する事務については、不動産業者の料金表が用いられる。

報酬が認められない場合

- 報酬請求権は、常に職業に関する業務にのみ成立し、身上監護のような業務については報酬は認められず、補償のみが認められる。
- 成年者保護協会は、報酬請求権を有しない。
- 本人が手続支援が認められる要件を満たしており、支援が認められたか、または申請を行えば認められる場合、または、手続費用が法律に基づき相手方から支払われる場合には、報酬請求権は認められない。
 - ▶ 基本的には、弁護士が官公庁における手続きを代理する場合が想定されている

3. 成年者保護協会における クリアリング

クリアリング (Clearing)

- 1990年代から、代弁人協会はクリアリングを開始した。
 - 代弁人制度の利用件数の増加
 - 代弁人協会の受任拒否による裁判所との間の緊張関係
- クリアリング：
 - ① 代弁人制度および代替制度に対する説明
 - ② 処理すべき事務の確定
 - ③ 代弁人制度の代替肢の模索
 - ④ 身近な者の代弁人任命の可能性の確定
- モデル・プロジェクト「クリアリング・プラス」が実施され（2014年～2015年、18管轄区）多くのケースで代弁人制度の利用が回避された。
- 2018年法改正時に、「解明（Abklärung）」として条文化された（成年者保護協会法4条a）。

クリアリングの活動範囲

- クリアリングの活動範囲は、次の3つに分類される。
 - ① 成年者代理の任命または配慮代理権の作成の前段階における情報および助言を提供する活動。
 - ② 裁判所による成年者代理の任命、変更または更新に関する裁判上の手続きに関する枠内における解明（Abklärung）の活動。
 - ③ 既存の成年者代理および配慮代理権を助言または援助する活動。

クリアリングに対する報酬

- クリアリングに関係する費用は、無料である。
 - 本人の収入または財産に関係なく、無料となる。
 - クリアリングの活動内容も関係がない。
- クリアリングの費用は、協会の予算から支出される。
 - 司法省からの助成金から支出される。

成年者保護協会の報酬

- 成年者保護協会は、これによって本人の生活が危機に陥らない限り、次のように請求できる（成年者保護協会法4条e）。
1. 配慮代理権の作成：75ユーロ
 2. 配慮代理権の登録：10ユーロ
 3. 配慮代理権における配慮ケースの発生の登録：10ユーロ
 4. 成年者代理人処分証書の作成または選任された成年者代理に関する取り決めの作成：50ユーロ
 5. 成年者代理人処分証書の登録または選任された成年者代理に関する取り決めの登録：10ユーロ
 6. 法定成年者代理の登録：50ユーロ
 7. 1から6までの行動における自宅訪問の実施について25ユーロの特別手当

成年者保護協会への助成

- 司法大臣は、協会に対して、成年者保護協会法に定められている業務と関係がある費用を、連邦経済法においてその都度この目的のために使用できる資金の枠組みの中で、補償しなければならない。これにより、裁判所による成年者代理人、患者代弁人および居住代理人の広汎な本人に対する世話が保障されなければならない（成年者保護協会法8条1項）。
 - ▶ 成年者保護協会は、連邦に対して、助成金の使用に関する報告書を毎年作成する義務を負う。
- 2023年の成年者保護協会への予算：6,560万ユーロ

成年者保護協会の一例

- 成年者保護協会「VertretungsNetz（フェアトレートウンクス ネット）」：オーストリア最大の成年者保護協会。
- 全国に84か所（2021年12月31日時点）
- ボランティアの成年者代理人：680人
- 専任の成年者代理人：360
 - ▶ 患者代弁人：62人、居住者代理人：89人、協会運営担当者：183人

予算

- 司法省は、成年者保護協会「VertretungsNtez」に対して、助成金を出している。
 - 4,420万ユーロ（2021年）
 - 4,210万ユーロ（2020年）
 - 4,080万ユーロ（2019年）
 - 3,730万ユーロ（2018年）
 - 2,910万ユーロ（2017年）
 - 2,780万ユーロ（2016年）
 - 2,630万ユーロ（2015年）

成年者保護協会「VertretungsNet」 2021年の予算

- 協会で受けるサービスおよび事務：540万ユーロ
- 成年者代理：1,690万ユーロ
 - ▶ 補償および報酬に対して、460万ユーロ
- 成年者代理「クリアリング」：1,250万ユーロ
- 患者代弁人制度：410万ユーロ
- 居住者代理：650万ユーロ

4. 参考条文

一般民法典276条1項

(1) 裁判所による成年者代理人には、収めるべき税金を加えた年間の補償が支払われる。補償額は、収められるべき税金を差し引いた、被代理人のすべての収入の5%である。その際、法律の特別な指示に基づき、特定の出費を補填するために用いる収入は、収入として考慮されるべきではない。被代理人の財産価値が15,000ユーロを超える場合には、さらに、1年ごとに2%の増額が認められなければならない。裁判所による成年者代理人が1年未満で活動した場合には、補償請求は、適切に減額される。

一般民法典276条2項

(2) これが特別な場合に、特に、任務が種類と範囲に応じてわずかな時間と労力の投入にしか結びつかないか、または被代理人がとりわけ高額な財産を有する場合において、適切と思われる場合には、裁判所は、算定した補償を減額することができる。特に、裁判所による成年者代理人の広汎かつ成果を生じさせた努力において、とりわけ、その活動の初年度において、または身上監護の領域において、裁判所は、収入の10%までおよび財産の増額の5%までを認めることができる。裁判所による成年者代理人が、委託された事務の種類に基づくことを除いて、特に短期間活動し、このために第1項で算定した補償が不適切に低額である場合においても、このことが適用される。第1項に基づく財産価値の調査の際に、裁判所による成年者代理人の活動が、既存の債務のために特別な労力を伴う場合においては、債務は例外的に考慮されるべきではない。

一般民法典3項

(3) 裁判所による成年者代理人が、その処理がそれ以外に第三者に有償で委託されるべき事務のために、その特別な職業上の知識および能力を用いた場合には、当該代理人は、このために適切な報酬に関する請求権を有する。しかしながら、被代理人に手続支援の付与に関する要件が備わっているか、またはこれらの費用が法律の規定に基づいて相手方により返還される場合には、この請求権は、法に親しむ代理の費用については存在しない。

成年者保護協会法4条a第1項

(1) 成年者保護協会は、裁判所の委託により、特に〔次のことを〕解明しなければならない。

- ① 具体的にどの事務を処理しなければならないか、
- ② とりわけ、本人の健康状態に関する最新の書類の添付のもとで、どのように本人の自ら法的取引において実行できる能力を推定するか、
- ③ 一般民法典239条2項の意味における、本人が行為能力の行使する際に必要とする援助を受けることができるかどうか
- ④ 本人の身上および社会的環境がどのように調達されているか
- ⑤ 成年者代理人の代替制度の可能性はあるかどうか
- ⑥ 選択された成年者代理または法定成年者代理の可能性はあるかどうか
- ⑦ 裁判所による成年者代理人の任命のための手続きの中止もしくは継続のための理由、または更新のための理由があるかどうか、
- ⑧ 近親者が裁判所による代理人として任命できるかどうか
- ⑨ 本人への重大な危機を避けるために許可の留保を命じる根拠があるかどうか